

<婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ>

1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ 婚姻費用の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・合計 1090 円分
(内訳 140 円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×10枚)

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

- 申立書 3 通
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
- 申立書には、相手方に開示できない住所を記載しないでください。
- 事情説明書 1 通
- 連絡先等の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通（申立人と相手方が内縁関係の場合は不要です。）
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 調停進行中の提出書類等

- ① 必ず提出していただく書類等
次の書類は、第1回調停期日までに提出してください。
 - 収入に関する書類等
→源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの
 - 過去の婚姻費用に関する取決めや支払状況に関する書類等
→過去の審判書、判決書、調停調書等
- ② その他の提出書類等
特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 上記(2)の提出書類等の提出方法

- ・ 婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピーを2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）でとめて、一体として提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

※ この提出方法は、婚姻費用分担請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

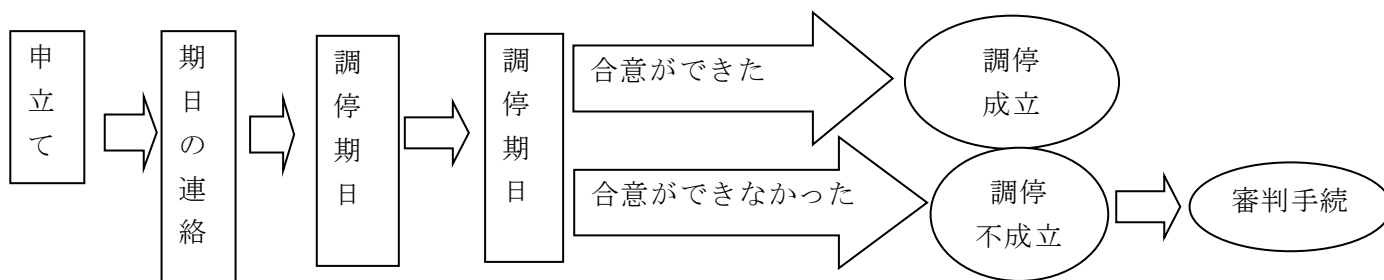
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間（進行によっては更に長くかかる場合もあります。）程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。



申立書や答弁書の「住所」の記載について

千葉家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できません（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。**

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

- ① 秘匿決定の申立書
- ② 秘匿事項届出書面
- ③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
- ④ 申立手数料等 収入印紙500円

郵便切手はお問い合わせください。

●申立てが認められた場合、
・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消しの申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、
・申立人は、不服申立て（即時抗告）ができません（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶんですね。

調停・審判手続において提出する書類について

千葉家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手には知られたくないが、裁判所には見せる必要がある情報が記載された資料等については、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

(主張書面及び証拠資料の提出について)

1 主張書面 (あなたの言い分や反論等を記載する書面) について

裁判官から「○○について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にA4サイズの用紙(たて向き)に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます(代替氏名の場合は押印不要)。

(記載例)

とじしろ (3 cm)	令和○年(家)第○○○○号	次回期日	○月○日
	申立人	○○○○	
	相手方	○○○○	
主 張 書 面			
令和○年○月○日 申立人 ○ ○ ○ ○ 印			
○○に関する主張は、・・・・・・・・・・			

2 資料 (あなたの言い分を裏付ける書類) の提出について

- ・ A4サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください(上記1と同様に、用紙の左側に3cm程度のとじしろ(余白)を空けてください。)
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング(黒塗り)をしてください。
※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
- ・ 個人番号(マイナンバー)も、マスキング(黒塗り)をしてください(家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。)
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

※ マスキングのやり方(例) - 相手に自分の住所を秘匿している場合

住所	令和○年分	給与所得の源泉徴収票	マイナンバー
支払を受ける者	住所又は居所	金額	給与所得
支払者	住所(居所)又は所在地	金額	給与所得
支払者	氏名又は名称	金額	給与所得

(良い例) 黒塗りにより、文字が完全に隠れている。

(悪い例) 文字の一部がはみ出している(情報が推測できてしまう場合があります。)

勤務先(学校、通院している病院)などの情報がないかも、十分確認してください。

※以下のような書類については、特に**注意**してください。

- ◎収入関係書類(住所・勤務先・マイナンバー等)
 - ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書(写し)
 - ・(非)課税証明書 など
- ◎診断書(通院先の病院)
- ◎通知表(通学する学校)
- ◎手紙、スマホの画面(住所、駅名や施設名など)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 家事 申立書 事件名 <input type="checkbox"/> 審判	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻費用分担請求 <input type="checkbox"/> 婚姻費用増額請求 <input type="checkbox"/> 婚姻費用減額請求
この申立書を提出する裁判所名 収入印紙 円 予納郵便切手 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 60px;">印紙</div> (貼った印紙に押印しないでください。) 印紙	

この申立書を提出する裁判所名

この申立書を作成した日

千葉 家庭裁判所 御中 令和〇〇年〇月〇〇日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲野花子 印
------------------------------	-----------------------------	--

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) <input checked="" type="checkbox"/> 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細、確定申告書、非) <input type="checkbox"/>	准 口 頭
------	---	-------

住所の記載方法については、別添「申立書や答弁書の「住所」の記載について」を参照してください。

申立人	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 千葉市 〇〇 区 ××× 〇丁目〇番〇号 ハイッ 〇〇 〇〇〇 号 (〇〇〇 方)	
	フリガナ氏名	コウノハナコ子 甲野花子	大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 (〇〇 歳)
相手方	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 千葉市 〇〇 区 ××× 〇丁目〇番〇号 〇〇アパート 〇〇 号 (〇 方)	
	フリガナ氏名	コウノタロウ 甲野太郎	大正 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 平成 (〇〇 歳)
対象となる子	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生 令和
	フリガナ氏名	コウノイチロウ 甲野一郎	(〇 歳)
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生 令和
	フリガナ氏名	コウノジロウ 甲野次郎	(〇 歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生 令和
フリガナ氏名		(歳)	

(注) 太枠の中だけ記入してください。対象となる子は、申立人又は相手方が監護養育している子を記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号を○で囲んでください。
□の部分は、該当するものにチェックしてください。

金額がはっきりしないときは、「相当額」を選択してください

申 立 て の 趣

(相手方 / 申立人) は、(申立人 / 相手方) に対し、婚姻期間中の生活費として、次のとおり支払うとの (調停 / 審判) を求めます。

※ 1 毎月 (金 000 円 / 相当額) を支払う。
2 毎月金.....円に増額して支払う。
3 毎月金.....円に減額して支払う。

初めて同居をした日

別居している場合、直近の別居をした日

申 立 て の 理

同居・別居の時期

同居を始めた日..... 昭和 平成 00 年 00 月 00 日 令和 別居をした日..... 昭和 平成 00 年 00 月 00 日 令和

婚姻費用の取決めについて

1 当事者間の婚姻期間中の生活費に関する取り決めの有無
□あり (取り決めた年月日:平成・令和.....年.....月.....日) なし

2 1で「あり」の場合
(1) 取決めの種類
□口頭 □念書 □公正証書 (.....家庭裁判所..... (□支部 / □出張所)
□調停 □審判 □和解 → 平成・令和.....年(家.....)第.....号

(2) 取決めの内容
(□相手方 / □申立人) は、(□申立人 / □相手方) に対し、平成・令和.....年.....月から.....まで、毎月.....円を支払う。

婚姻費用の支払状況

現在、毎月.....円が支払われている (支払っている)。
 平成・令和.....年.....月ころまで、毎月.....円が支払われていた (支払っていた) が、その後、(減額された (減額した) / 支払がない (支払っていない))。
 支払はあるが、一定しない。
 これまで支払はない。

婚姻費用の分担の増額または減額を必要とする事情 (増額・減額の場合のみ記載してください。)

申立人の収入が減少した。 相手方の収入が増加した。
 申立人が仕事を失った。
 申立人自身・子にかかる費用 (□学費 □医療費 □その他) が増加した。
 その他 (.....)

連絡先等の届出書について

連絡先等の届出書（以下「本届出書」といいます。）は、裁判所があなた宛てに文書等を送付したり、電話連絡をするために、送付先・電話番号を教えてください。申立書等とともに裁判所に必ず提出してください。

1 本届出書に非開示を希望する部分がある場合

本届出書に非開示を希望する部分がある場合には、「非開示の希望に関する届出書」を作成して、ステープラー（ホッチキス）でとめて一体として提出してください。

2 秘匿決定の申立てをしている場合

本届出書の書類送付場所の「秘匿事項届出書面と同じ」にチェックをしてください。

3 本届出書の送達場所の届出欄について

送達場所の届出は、家事事件手続法36条が準用する民事訴訟法104条に規定された送達場所を届け出るものです。裁判所が送付する書面のほとんどは、本届出書で届け出られた書類送付場所宛てに普通郵便で送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送達する場合があります。

そのため、送達する場合の宛先となる住所を送達場所の届出欄に正確に記載してください。また、送達場所として届け出た場所で、ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を「送達受取人」として届け出ることもできます。

届出送達場所宛てに裁判所が書面を送達し、不在や転居などの理由によりあなたや送達受取人が実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、ご注意ください。

一度送達場所の届出をすると、審判・決定・調書等の送達先は、届出書に記載された場所に限定され、改めて届出書を提出しない限り他の場所に送達されませんので、ご注意ください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		<input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 家事 申立書 事件名 <input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 婚姻費用分担請求 <input type="checkbox"/> 婚姻費用増額請求 <input type="checkbox"/> 婚姻費用減額請求	
収入印紙 円		(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) (貼った印紙に押印しないでください。)			
予納郵便切手 円					

千葉家庭裁判所 御中 令和 年 月 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
---------------------------	-----------------------------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準口頭
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) <input type="checkbox"/> 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票, 給与明細, 確定申告書, 非課税証明書等の写し) <input type="checkbox"/>	

申立人	住所	〒 - (方)	
	フリガナ氏名	大正昭和平成 (年 月 日 生 歳)	
相手方	住所	〒 - (方)	
	フリガナ氏名	大正昭和平成 (年 月 日 生 歳)	
対象となる子	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ氏名		令和 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ氏名		令和 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成 年 月 日生
	フリガナ氏名		令和 (歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。対象となる子は、申立人又は相手方が監護養育している子を記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号を○で囲んでください。
□の部分は、該当するものにチェックしてください。

申 立 て の 趣 旨	
(<input type="checkbox"/> 相手方 / <input type="checkbox"/> 申立人) は、(<input type="checkbox"/> 申立人 / <input type="checkbox"/> 相手方) に対し、婚姻期間中の生活費として、次のとおり支払うとの (<input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求めます。	
※ 1 毎月 (<input type="checkbox"/> 金.....円 / <input type="checkbox"/> 相当額) を支払う。	
2 毎月金.....円に増額して支払う。	
3 毎月金.....円に減額して支払う。	

申 立 て の 理 由	
同居・別居の時期	
昭和 同居を始めた日…平成 年 月 日 令和.....	昭和 別居をした日…平成 年 月 日 令和.....
婚姻費用の取決めについて	
1 当事者間の婚姻期間中の生活費に関する取り決めの有無 <input type="checkbox"/> あり (取り決めた年月日：平成・令和.....年.....月.....日) <input type="checkbox"/> なし	
2 1で「あり」の場合	
(1) 取決めの種類 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 念書 <input type="checkbox"/> 公正証書 (.....家庭裁判所..... (<input type="checkbox"/> 支部 / <input type="checkbox"/> 出張所)) <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 → (平成・令和.....年(家.....)第.....号)	
(2) 取決めの内容 (<input type="checkbox"/> 相手方 / <input type="checkbox"/> 申立人) は、(<input type="checkbox"/> 申立人 / <input type="checkbox"/> 相手方) に対し、平成・令和.....年.....月 から.....まで、毎月.....円を支払う。	
婚姻費用の支払状況	
<input type="checkbox"/> 現在、毎月.....円が支払われている (支払っている)。 <input type="checkbox"/> 平成・令和.....年.....月ころまで、毎月.....円が支払われていた (支払っていた) が、その後、(<input type="checkbox"/> 減額された (減額した) / <input type="checkbox"/> 支払がない (支払っていない))。 <input type="checkbox"/> 支払はあるが、一定しない。 <input type="checkbox"/> これまで支払はない。	
婚姻費用の分担の増額または減額を必要とする事情 (増額・減額の場合のみ記載してください。)	
<input type="checkbox"/> 申立人の収入が減少した。 <input type="checkbox"/> 相手方の収入が増加した。 <input type="checkbox"/> 申立人が仕事を失った。 <input type="checkbox"/> 申立人自身・子にかかる費用 (<input type="checkbox"/> 学費 <input type="checkbox"/> 医療費 <input type="checkbox"/> その他) が増加した。 <input type="checkbox"/> その他 (.....)	

連絡先等の届出書

令和 年 月 日

□申立人 □相手方 (氏名)

ⓐ

標記の事件について、連絡先等として、次のとおり届出をします。

※あてはまる項目の□にレ点をつけてください。

書類送付場所	<input type="checkbox"/> 申立書記載の住所 <input type="checkbox"/> 秘匿事項届出書面と同じ <input type="checkbox"/> 次の場所です。 〒 _____ (部屋番号や○○様方等も正確に記入してください。) <hr/> 場所と本人との関係：□住居所 □就業先 (勤務先) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
連絡先電話番号 (平日昼間に連絡が つく電話番号)	<input type="checkbox"/> 携帯電話番号 _____ (_____) <input type="checkbox"/> 固定電話番号 (□自宅 / □勤務先) _____ (_____) <input type="checkbox"/> どちらに連絡があってもよい。 <input type="checkbox"/> できる限り、□携帯電話 への連絡を希望する。 <input type="checkbox"/> 固定電話
送達場所の届出	<input type="checkbox"/> 上記の書類送付場所と同じです。 <input type="checkbox"/> 次の場所です (日本国内に限る。)。 〒 _____ (部屋番号や○○様方等も正確に記入してください。) <hr/> 場所と本人との関係：□住居所 □就業先 (勤務先) 送達受取人 (氏名 _____)

- ◇ この申出書は、裁判所に提出する書面の中に、非開示を希望する書面があるときだけ、コピーして使用してください。使用する必要がなければ、手元で保管してください。
- ◇ 関係のない第三者に書面を見られることはありませんから、この申出書は不要です。

令和_____年（家_____）第_____号

非開示の希望に関する申出書

令和_____年_____月_____日

（ 申立人 ・ 相手方 ・ 代理人 ・ _____ ）

氏 名 _____ (印)

1 別添の書面の（ マーカーで色付けした部分 、 全部 ）については、**非開示とすることを希望します。**

- ※ 非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し、この申出書の下にその書面を付けて、ステープラー（ホチキスなど）で留めて一体として提出してください。
- ※ 非開示を希望する部分は、マーカーを引くなどして特定してください。
- ※ 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合があります。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです。

- ※ 当てはまる理由に✓を入れ、カッコ内に具体的に記入してください（複数選択可）。
 - 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
（理由： _____ ）
 - 当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。
（理由： _____ ）
 - 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
（理由： _____ ）
 - 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
（理由： _____ ）
 - その他（具体的な理由を書いてください。）

この申出書をFAXで提出することはできません。

非開示を希望する書面と一緒に綴じて、裁判所に持参又は郵送してください。

↑
ステープラー（ホチキスなど）で綴じてください。
↓

進行に関する照会回答書(申立人用)

【この書面は反対当事者等には開示されません。】

この書面は、調停・審判を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(複数可)、空欄には具体的な事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

令和 年 月 日 申立人

1 この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。	<input type="checkbox"/> ある(そのときの相手方の様子にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 感情的で話し合えなかった。 <input type="checkbox"/> 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 <input type="checkbox"/> 態度がはっきりしなかった。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> ない(その理由をチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 全く話し合いに応じないから。 <input type="checkbox"/> 話し合っても無駄だと思ったから。 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 相手方は裁判所の呼出しに応じますか。	<input type="checkbox"/> 応じらると思う。 (理由等があれば、記載してください。) <input type="checkbox"/> 応じないと思う。 <input type="checkbox"/> 分からない。
3 調停・審判は円滑に進められると思いますか。	<input type="checkbox"/> 進められると思う。 (理由等があれば、記載してください。) <input type="checkbox"/> 進められないと思う。 <input type="checkbox"/> 分からない。
4 この申立てをすることを相手方に伝えてありますか。	<input type="checkbox"/> 伝えた。 <input type="checkbox"/> 伝えていない。 <input type="checkbox"/> すぐ知らせる。 <input type="checkbox"/> 自分からは知らせるつもりはない。 <input type="checkbox"/> 自分からは知らせにくい。
5 当事者双方の勤務先があれば書いてください。	申立人 勤務先の名称： 相手方 勤務先の名称：
6 相手方の暴力等がある場合には、記入してください。	1 相手方の暴力等はどのような内容ですか。 <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る・暴言をはく。 <input type="checkbox"/> 物を投げる。 <input type="checkbox"/> 殴る・蹴る。 <input type="checkbox"/> 凶器を持ち出す。 (1) それはいつ頃のことですか。 _____ 頃 から _____ 頃 まで (2) 頻度はどのくらいですか。 _____ 回 2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (ケガや症状等の程度) 3 配偶者暴力に関する保護命令について、該当するものをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 申し立てる予定はない。 <input type="checkbox"/> 申し立てる予定である。 <input type="checkbox"/> 申し立てたが、まだ結論は出ていない。 <input type="checkbox"/> 申し立てたが、認められなかった。 <input type="checkbox"/> 認められた。 ※保護命令書の写しを提出してください。 4 相手方の調停時の対応について <input type="checkbox"/> 裁判所で暴力をふるうおそれはない。 <input type="checkbox"/> 申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。 <input type="checkbox"/> 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるうおそれがある。 <input type="checkbox"/> 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。 <input type="checkbox"/> 裁判所に刃物を持ってくるおそれがある。 <input type="checkbox"/> 裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。
7 調停・審判期日の差支え日等があれば書いてください。 ※ 調停・審判は平日の午前または午後に行われます。	申立人の <input type="checkbox"/> 希望日 曜日 午前・午後 <input type="checkbox"/> 差支え日 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 (すでに差し支えることが分かっている日→) ----- 相手方の <input type="checkbox"/> 希望日 曜日 午前・午後 <input type="checkbox"/> 差支え日 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 曜日 午前・午後 (※分からなければ記載しなくてもかまいません。)
8 当事者双方の立会いのもとで、裁判所から調停手続に関する説明をするにつつき、支障があれば、具体的な事情を記入してください。	
9 8のほか、裁判所に配慮を求めることがあれば、その内容を書いてください。	